

糸島市補助金設計書

所管課 福祉支援課

補助金名称	医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金
区分	⑥国県制度事業補助
該当例規等	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条及び第78条に基づく「地域生活支援促進事業実施要綱」 ・ 糸島市医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付要綱

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策3_支援を必要とする人たちへの福祉の充実

施策③_障がい者福祉の充実

1 補助の目的

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ること（医療的ケア児とその家族への支援）を目的とする。
医療的ケア児の看護に指定訪問看護ステーションを利用する家族へ、その利用に係る経費の助成を行う市町村に対し、国が予算の範囲内において補助金を交付する事業

2 成果指標

指標① 事業助成金の実交付者数

目標値① 3 (単位) 件

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

医療的ケア児の看護のため指定訪問看護ステーションを利用する家族に対して、利用に係る経費を助成する事業

【補助対象者】

医療的ケア児の家族

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護に係る費用

【補助対象外経費】

健康保険法の適用対象となる訪問看護

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 4 分の 3

【補助限度額】 1人あたり360,000 円

【積算根拠ほか】

7,500円×看護を行う1日当たりの時間(1年度当たり48時間を上限)

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 3 年度 まで